

群馬大学医学部附属病院臨床工学部規程

令和 4. 4. 1 制定

改正 令和 5. 4. 1 令和 7. 4. 1

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学医学部附属病院臨床工学部（以下「臨床工学部」という。）に関して必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 臨床工学部は、ME機器の保守、点検、管理及び供給等を行うことにより、安全かつ質の高い医療環境の構築に供することを目的とする。

(業 務)

第3条 臨床工学部は、前条の目的を達成するため、院内各部署と連携して、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 生命維持管理装置及び生命維持管理装置を用いた治療において当該治療に関連する医療用の装置（生命維持管理装置を除く。）の操作に関すること。
- (2) ME機器の管理・運用に関すること。
- (3) ME機器の保守、点検及び修理等に関すること。
- (4) ME機器の利用情報の提供に関すること。
- (5) ME機器の安全利用と教育等に関すること。
- (6) ME機器の購入機種選定等に関すること。
- (7) その他臨床工学部として必要な業務に関すること。

(職 員)

第4条 臨床工学部に、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 臨床工学部長
- (2) 臨床工学部副部長
- (3) 臨床工学技士長
- (4) 副臨床工学技士長
- (5) 主任臨床工学技士
- (6) 臨床工学技士
- (7) その他必要な職員

(運営委員会)

第5条 臨床工学部の円滑な運営を図るため、臨床工学部運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 臨床工学部の運営に関する事項
- (2) 群馬大学医学部附属病院医療機器に関する安全管理規程の第4条から第6条までの規定に係る事項

(組 織)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 臨床工学部長
- (2) 臨床工学部副部長又は臨床工学技士長 1人
- (3) 副臨床工学技士長又は主任臨床工学技士 1人
- (4) 集中治療部長
- (5) 手術部長
- (6) 放射線部長
- (7) 診療放射線技師長
- (8) 人工腎臓センター長
- (9) 高気圧酸素治療室長
- (10) 医療機器安全管理責任者
- (11) 医療の質・安全管理部長
- (12) 看護部長又は副看護部長
- (13) その他委員長が必要と認める者 若干人

(任期)

第7条 前条第13号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第8条 委員会に委員長を置き、臨床工学部長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、臨床工学部副部長がその職務を代行する。

(会議)

第9条 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第10条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(報告)

第11条 委員長は、委員会の決定事項を病院長に報告するものとする。

(事務)

第12条 委員会の事務は、管理運営課において処理する。

(ME機器の使用者責任)

第13条 ME機器を使用して行う医療行為については、当該医師が責任を負うものとする。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、臨床工学部の運営に関して必要な事項は、委員会の議を経て別に定める。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、病院運営会議の議を経て、病院長が行う。ただし、法令等に基

づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正，その他軽微な改正に関しては，会議への付議を省略することができる。

附 則

- 1 この規程は，令和4年4月1日から施行する。
- 2 群馬大学医学部附属病院MEサプライセンターME機器部門及びME機器等の効率的運用に関する内規（令和元年7月24日制定）は，廃止する。

附 則

この規程は，令和5年4月1日から施行する。

附 則

この改正は，令和7年4月1日から施行する。